

魚津市告示第25号

地縁による団体の告示した事項の変更について
地縁による団体の告示した事項に変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年2月16日

魚津市長 村椿 晃

- 1 地縁による団体の名称 紺屋町町内会
- 2 変更事項及びその内容

変更事項	新	旧
代表者の氏名 及び住所	長谷川 善政 魚津市新角川二丁目 2番28号	吉川 賢吉 魚津市新角川二丁目 3番10号

- 3 届出年月日 令和6年2月14日